

(4) 改正パートタイム労働法施行を機に実施した改善措置【新規調査項目】

正社員とパートの両方を雇用している事業所のうち、平成27年4月1日の改正パートタイム労働法の施行を機に「実施した措置がある」事業所は39.4%、「特に実施したものはなし」事業所は55.0%となっている。

実施した措置がある事業所の割合を産業別にみると、「金融業、保険業」が52.4%と最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」及び「複合サービス事業」48.8%、「生活関連サービス業、娯楽業」47.0%、「卸売業、小売業」42.8%となっている。

また、実施した措置（複数回答）についてみると、「パート相談窓口等を整備し、雇入れ時に労働条件通知書等で明示した」が44.1%と最も高い割合となっており、次いで「パートの賃金等処遇を（正社員との均等・均衡を考慮して）見直した」30.7%、「相談窓口等でパートからの相談に応じた」21.6%、「パート雇入れ時に雇用管理の改善措置の内容について説明した」13.5%、「パートに関する通勤手当の支給を見直した」10.9%、「正社員と職務の内容、人材活用の仕組みが同じパートの賃金等処遇を見直した」10.5%の順となっている。（表14）

表14 産業・事業所規模、改正パートタイム労働法施行を機に実施した改善措置実施の有無及び実施した措置別事業所割合

産業・事業所規模	実施した措置（複数回答）												特に実施したものはなし <sup>3)</sup>	不明
	正社員とパートの両方を雇用している事業所 <sup>1)</sup>	改正パートタイム労働法の施行を機に実施した措置がある <sup>2)</sup>	実施した措置								その他			
			パートの賃金等処遇を（正社員との均等・均衡を考慮して）見直した	正社員と職務の内容、人材活用の仕組みが同じパートの賃金等処遇を見直した	パートに関する通勤手当の支給を見直した	パート相談窓口等を整備し、雇入れ時に労働条件通知書等で明示した	相談窓口等でパートからの相談に応じた	パート雇入れ時に雇用管理の改善措置の内容について説明した						
総産	[ 64.0 ]	100.0	39.4	(100.0)	( 30.7 )	( 10.5 )	( 10.9 )	( 44.1 )	( 21.6 )	( 13.5 )	( 9.3 )	55.0	5.6	
製造業	[ 27.8 ]	100.0	14.2	(100.0)	( 41.5 )	( 16.5 )	( 4.2 )	( 21.2 )	( 8.5 )	( 4.2 )	( 33.0 )	83.5	2.3	
建設業	[ 24.9 ]	100.0	17.5	(100.0)	( 54.5 )	( 2.1 )	( 16.8 )	( 26.2 )	( 21.6 )	( 20.3 )	( 2.5 )	74.0	8.5	
製造業	[ 58.5 ]	100.0	30.9	(100.0)	( 37.4 )	( 11.9 )	( 12.1 )	( 35.5 )	( 16.6 )	( 14.1 )	( 6.2 )	63.7	5.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 45.7 ]	100.0	20.0	(100.0)	( 29.9 )	( 3.5 )	( 25.0 )	( 44.5 )	( 19.3 )	( 3.8 )	( 8.9 )	74.1	5.9	
情報通信業	[ 28.2 ]	100.0	33.7	(100.0)	( 23.0 )	( 19.4 )	-	( 59.8 )	( 18.7 )	( 12.5 )	( 4.4 )	64.1	2.2	
運輸業、郵便業	[ 54.4 ]	100.0	41.7	(100.0)	( 28.6 )	( 14.1 )	( 5.7 )	( 52.1 )	( 17.0 )	( 12.2 )	( 7.3 )	54.7	3.6	
卸売業、小売業	[ 61.6 ]	100.0	42.8	(100.0)	( 28.5 )	( 14.8 )	( 14.9 )	( 43.6 )	( 22.5 )	( 13.5 )	( 11.3 )	49.9	7.3	
金融業、保険業	[ 62.8 ]	100.0	52.4	(100.0)	( 25.2 )	( 2.0 )	( 0.5 )	( 61.5 )	( 29.7 )	( 23.0 )	( 7.3 )	45.1	2.5	
不動産業、物品賃貸業	[ 56.9 ]	100.0	48.8	(100.0)	( 43.9 )	( 7.4 )	( 9.5 )	( 26.8 )	( 25.0 )	( 8.4 )	( 12.2 )	48.3	2.9	
学術研究、専門・技術サービス業	[ 51.3 ]	100.0	27.7	(100.0)	( 41.9 )	( 5.4 )	( 11.8 )	( 29.8 )	( 15.7 )	( 6.5 )	( 14.3 )	69.0	3.3	
宿泊業、飲食サービス業	[ 81.4 ]	100.0	42.6	(100.0)	( 26.1 )	( 4.0 )	( 8.5 )	( 59.1 )	( 22.3 )	( 21.3 )	( 0.9 )	52.2	5.2	
生活関連サービス業、娯楽業	[ 71.0 ]	100.0	47.0	(100.0)	( 33.1 )	( 10.6 )	( 9.3 )	( 39.8 )	( 16.5 )	( 12.6 )	( 10.9 )	50.2	2.8	
教育、学習支援業	[ 81.3 ]	100.0	26.8	(100.0)	( 28.2 )	( 9.5 )	( 10.7 )	( 35.6 )	( 23.5 )	( 10.2 )	( 12.4 )	67.1	6.1	
医療、福祉	[ 88.8 ]	100.0	41.3	(100.0)	( 32.5 )	( 10.9 )	( 10.2 )	( 36.9 )	( 21.9 )	( 7.8 )	( 13.4 )	52.9	5.8	
複合サービス事業	[ 46.7 ]	100.0	48.8	(100.0)	( 25.2 )	( 2.7 )	( 4.7 )	( 54.7 )	( 18.6 )	( 24.3 )	( 8.8 )	46.3	4.9	
サービス業 (他に分類されないもの)	[ 58.0 ]	100.0	37.1	(100.0)	( 30.5 )	( 15.4 )	( 11.9 )	( 47.0 )	( 25.0 )	( 9.7 )	( 12.3 )	58.6	4.3	
事業所規模														
1,000人以上	[ 79.9 ]	100.0	51.5	(100.0)	( 21.7 )	( 4.2 )	( 4.5 )	( 67.1 )	( 36.9 )	( 18.1 )	( 8.1 )	46.1	2.4	
300～999人	[ 84.5 ]	100.0	53.8	(100.0)	( 18.5 )	( 5.4 )	( 5.1 )	( 67.4 )	( 32.6 )	( 12.8 )	( 7.2 )	43.3	2.9	
100～299人	[ 82.0 ]	100.0	52.4	(100.0)	( 21.3 )	( 5.1 )	( 5.3 )	( 62.9 )	( 24.9 )	( 9.8 )	( 8.5 )	44.6	3.1	
30～99人	[ 77.6 ]	100.0	47.3	(100.0)	( 29.8 )	( 11.0 )	( 9.7 )	( 52.4 )	( 23.3 )	( 13.4 )	( 8.0 )	49.6	3.1	
5～29人	[ 61.1 ]	100.0	37.1	(100.0)	( 31.7 )	( 10.8 )	( 11.6 )	( 40.6 )	( 20.8 )	( 13.8 )	( 9.7 )	56.7	6.2	

注：1) [ ] は、全事業所のうち、正社員とパートの両方を雇用している事業所の割合である。  
 2) ( ) は、「改正パートタイム労働法の施行を機に実施した措置がある」事業所を100とした割合である。  
 3) 「特に実施したものはなし」には、改正パートタイム労働法施行前から既に実施していた場合を含む。